

最長10年間で最大100万円補助

上市町奨学金返済支援事業

上市町に住み、上市町で働く方の
**奨学金の返済を
支援します！**



上市町では、若年層の町外流出を抑制するとともに、町外からの移住定住の促進と、地元就職の促進を図り、活力ある上市町を目指すため、奨学金の返済を支援します。

◆対象期間◆

奨学金返済開始月から起算して10年間（最大120ヶ月分）

◆対象者◆

奨学金の貸与を受けて、大学、大学院、短大、高専、高校に進学した方で、①～④の要件全てを満たす方

- ①上市町に住民票があり、申請した月より10年以上上市町に定住する意思のある方
- ②町内に本社の住所がある事業所もしくは町内の事業所（サテライトオフィスを含む）に正規雇用されている方、または、町内において個人で農業その他事業を営む方（ただし、公務員を除く）
- ③返済開始月から10年以内の方
- ④町税等及び奨学金の返済を滞納していない方

◆補助金額◆

年度内に返済した奨学金の額の1/2（最大10万円/年）

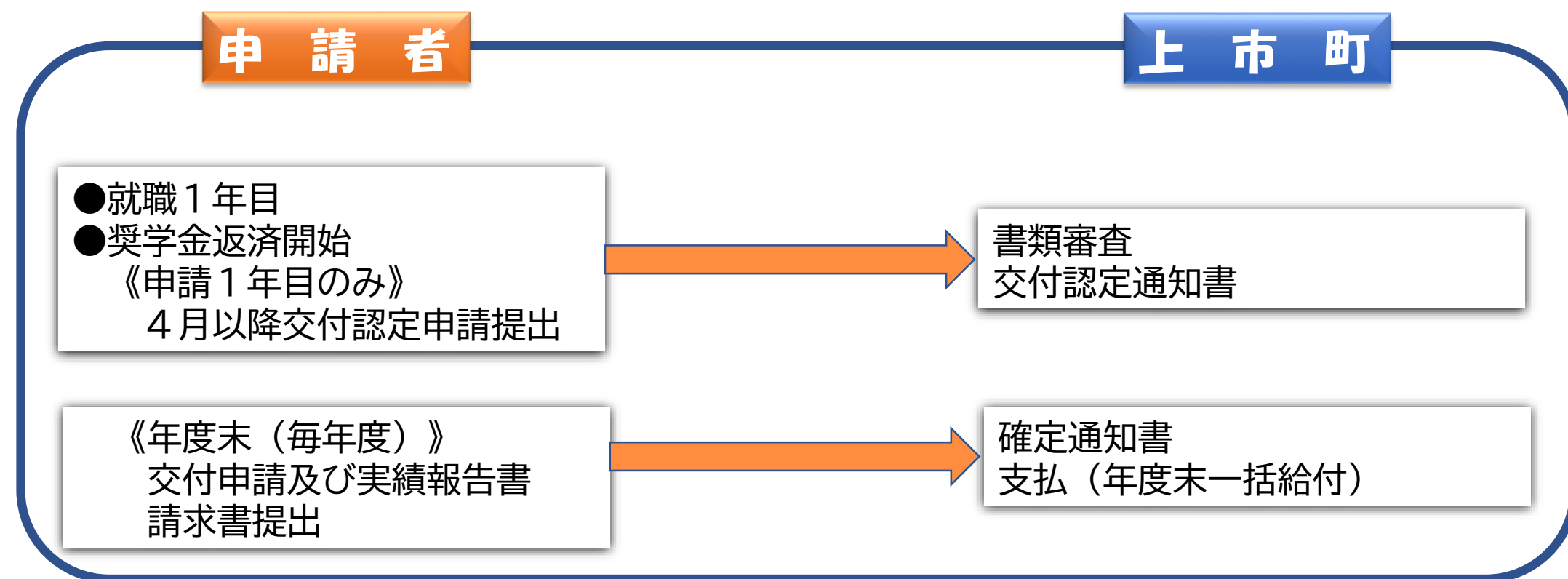
◆対象奨学金◆

・日本学生支援機構の第一種・第二種奨学金 ・富山県奨学資金

※日本学生支援機構の第二種奨学金は、元金のみが支援対象となります。



◆手続きの流れ◆



※2年目以降は認定申請の必要はなく、年度末のみ交付申請及び実績報告書、請求書の提出が必要。

◆注意事項◆

- ・交付認定後、町外への転出や町外事業所（但し、上市町に本社のある企業は交付対象）への転職等があった場合は、その時点で交付対象から外れ、交付取消しとなります。但し、交付対象であった月までは給付いたします。
- ・対象者として既に該当していても、申請の年度をさかのぼって補助することは出来ません。あくまで申請年度分からの補助となります。
- ・転入や町内事業所への就職などで新たに対象者となった場合は、当該年度で対象となった月分から給付となります（但し、当該年度内に申請があった場合に限りです。）。
- ・テレワークは仕事場所の特定が出来ないため、対象外とします。

◆提出書類◆

《認定申請提出時（1年目のみ）》

- ・上市町奨学金返済支援事業補助金交付対象者認定申請書
- ・奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証する書類の写し

《交付申請及び実績報告書提出時（毎年度末）》

- ・上市町奨学金返済支援事業補助金交付申請及び実績報告書
- ・奨学金残高証明書及び償還証明書又はそれに代わる書類の写し
- ・申請者の住民票抄本の写し
- ・納税証明書又は非課税証明書
- ・事業所から交付される就労証明書等



【問い合わせ】

上市町企画課企画班

〒930-0393 富山県中新川郡上市町法音寺1番地 電話 076-472-1111（代表）

E-mail k.kikaku@town.kamiichi.toyama.jp